

平成18年8月11日

お客様各位

岡地株式会社
代表取締役社長 岡地和道

弊社に対する行政処分についてのお詫びとお知らせ

謹啓、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、弊社は一部の部署の営業社員における不適切な営業行為および注文執行を誤った結果、成立した取引に対する事務処理が不適切で、それにより法定帳簿の記載に違反が生じたことに対し、平成18年8月11日付で農林水産省および経済産業省より商品取引所法 第236条の規定に基づき、下記の期間 受託業務および自己の取引を停止する行政処分を受けることとなりました。(但し、下記の停止期間中におきましても取引の決済を結了させる場合は除かれます。)

高い信頼性を求められる商品先物取引業においてこのような事態を招きましたことを深く反省し、お客様をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑やご心配をお掛けしますことを、衷心よりお詫び申し上げます。

弊社全役職員は、今回の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、二度とこのような事態を発生させることのないよう営業部門体制の総合的かつ抜本的な見直し、更なる法令遵守の徹底および再発防止等、経営および社内監視体制の見直しと強化を継続して実施するなど、全社あげて信頼の回復に取り組んでまいり所存でございます。

お客様にご迷惑をお掛けしますことを重ねて深くお詫び申し上げますと共に、今後とも引き続き変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

謹白

記

<商品取引所法 第236条の規定に基づく、行政処分の内容>

商品市場における取引および受託業務停止命令

- ・ 平成18年8月16日から同年8月22日までの間（5営業日）における商品市場取引の受託業務の停止。
- ・ 平成18年8月16日から同年9月5日までの間（15営業日）における商品市場取引の自己売買の停止。

(但し、いずれの場合も取引の決済を結了させる場合（仕切注文）を除く。)

以上